

松阪市嬉野ふるさと会館ネーミングライツ・パートナー（命名権者）募集要項

ネーミングライツの活用により、新たな財源を確保し、嬉野ふるさと会館の維持管理に充てるとともに、ネーミングライツ・パートナーと協働して芸術文化施策の充実を図り、市民サービスの向上と地域社会の活性化を図るためにネーミングライツ・パートナーを募集します。

1. 対象施設

(1)名称 松阪市嬉野ふるさと会館

(2)所在地 松阪市嬉野権現前町4 2 3 番地 8 8

(3)施設概要

建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
開館年月	平成5年3月
建物面積	3680.5㎡
敷地面積	20,181㎡
駐車場	専用駐車場 16台、共用駐車場 299台
令和3年度イベント件数	185件
大ホール	706席
多目的ホール	約100席
会議室	23席
応接室	1室
楽屋	2室（洋間・和室）

施設利用者数

令和3年度	26,160人
令和2年度	16,509人
令和元年度	43,552人
平成30年度	51,150人
平成29年度	47,563人

嬉野ふるさと会館は、松阪市北部の文化活動を担う施設として整備され、地域の文化祭や各種文化団体の活動を通して地域の文化力向上を図っています。施設の附属施設として嬉野考古館を併設し地域の歴史の学習施設としての機能を有しています。また、隣接した公園では、森と水辺を生かした憩いの場として地域の子ども、子育て世代が利用しています。

2. 命名条件

(1)施設の設置目的がイメージでき、公共施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは使

用を認めないこととします。

- ア 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- イ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- ウ 政治性、宗教性のあるもの
- エ 社会問題についての主義主張にあたるもの
- オ 個人の氏名
- カ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- キ その他適当でないと市長が認めるもの

(2)市民の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、市のホームページなどについて、当分の間、施設の正式名称を併記することがあります。

(3)愛称は松阪市産業文化部と協議の上、最終決定します。

(4)条例で定められた名称は変更しないものとします。また、貸館による利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

3. その他の特典、付帯条件等

命名権者には、次の各号に掲げる特典があります（※詳細内容については、市と事前協議することが必要です。）

なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特定の内容が一部制限される場合があります。また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

(1)施設内に施設愛称サインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に担当部局との協議をお願いします。

(2)市の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

(3)命名権者自身も命名権者であることをPRすることができます。

(4)その他、希望される特典等（付帯条件）があれば提案することができます。

4. 希望契約金額

年間150万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

5. 希望契約期間

令和5年8月1日（予定）から5年以上

※契約の更新を希望する場合は、優先交渉権があります。

6. 応募資格

(1)法人であること

(2)松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則第4条1項、2項に該当しないこと。

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 政治性のあるとき。

- (4) 宗教性のあるとき。
 - (5) 社会問題についての主義主張のとき。
 - (6) 個人の名刺広告のとき。
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるとき。
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるとき。
 - (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体には掲載しない。
- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うとき。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続中の事業者のとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うとき。
 - (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないとき。
 - (5) 市税の滞納があるとき。

別表（第4条関係）

<p>広告掲載するに当たり基本的に適切でないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるとき。 ②法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するとき。 ③他をひぼう及び中傷又は排斥するとき。 ④市の事業の円滑な運営に支障をきたすとき。 ⑤公の選挙又は投票の事前運動に該当するとき。 ⑥宗教団体による布教推進を主目的とするとき。 ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれがあるとき。 ⑧当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるとき。
<p>消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のとき。 ②射幸心を著しくあおる表現のとき。 ③人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないとき。 ④虚偽の内容を表示するとき。 ⑤法令等で認められていない業種、商法及び商品のとき。 ⑥国家資格等に基づかない者が行う療法等のとき。 ⑦責任の所在が明確でないとき。

<p>青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの</p>	<p>①水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないとき。 ②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のとき。 ③残酷な描写等、公の秩序又は善良な風俗を害するような表現のとき。 ④暴力又はわいせつ性を連想及び想起させるとき。 ⑤ギャンブル等を肯定するとき。 ⑥青少年の人体、精神及び教育に有害なとき。</p>
<p>業種により規制するもの</p>	<p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種のとき。 ②風俗営業類似の業種のとき。 ③消費者金融業のとき。 ④法律の定めのない医療類似行為を行う施設のとき。 ⑤興信所、探偵事務所等のとき。</p>

7. 申込み方法

(1)申込み期間

令和5年4月18日(火)から令和5年5月31日(水)まで

郵送又は持参(持参の場合、嬉野ふるさと会館休館日(月)を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は必着)

(2)提出書類

- ア 松阪市嬉野ふるさと会館ネーミングライツ・パートナー申込書(様式第1号)
 - イ 会社概要(任意様式)
 - ウ 決算報告書(直近3ヵ年)
 - エ 登記事項証明書
 - オ 法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(納税証明書その3の3)
 - カ 市町村民税の完納証明書
- (オ、カともに本書/発行3ヵ月以内のもの)
- キ 地域貢献や文化事業等の社会貢献事業の実績・計画(任意様式)

8. 質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を令和5年5月17日(水)まで次のとおり受け付けます。

- ・質問票(様式第2号)により、FAXまたは電子メールで「問い合わせ先」まで提出してください。
- ・回答は、FAXもしくは電子メールで回答いたします。
(質問の概要及び回答を市のホームページにおいて公表いたします。)

9. 費用負担等

看板の設置等、命名に伴う費用は原則としてネーミングライツ・パートナーにて負担していただきます。

10. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担

施設愛称サイン及び案内看板等の設置、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用は命名権者の負担とします。（命名権料の他に別途ご負担いただきます。）

なお、施設愛称サインや案内看板などの内容（デザインや大きさ等）や設置場所については、市と協議して決定するものとします。

また、愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及び命名権料に変更はありません。

区分	費用負担	備考
看板の表示変更	命名権者	
印刷物、ホームページの表示変更	松阪市	新規作成分を対象

11. 選定方法等

(1)選定方法

市が設置する広告審査委員会において、愛称、申込みのあった事業者について審査した後、同じく市が設置する選定委員会において、総合的に判断し、選定します。

応募者が1社の場合は、選定基準による採点を行わず、資格要件に該当するか否かのみを審査します。

※資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

選定項目	要件、基準等	配点等
資格要件	<p>○ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか。 （経営の安定性、事業内容等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6. の応募資格規定を満たさない事業者でないか ・ 命名権料及び契約期間の希望条件を満たさない提案でないか ・ 経営の健全性が著しく低いなど、契約期間中、命名権料の納付が滞る恐れの高い事業者でないか ・ 内容に虚偽の記載があったことが判明した提案でないか 	適・否
	<p>○愛称が市民に受け入れられるか（親しみやすさ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設名称が想起できない、施設のイメージを損なう恐れがあるなど、愛称が不適當と認められる提案でないか <p>（2. の命名条件を満たすと認められる提案であるか）</p>	

選 定 基 準	命名権料	○財政的な観点から高いほど高得点とする (提案価格①と最高提案価格②の比率による算出) 各申請者の点数=70×①/②	70
	契約期間	○愛称として定着させる観点から期間が長いほど高得点とする (提案期間①と最高提案期間②の比率による算出) 各申請者の点数=30×①/②	30
	合計		100

(2)選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツ・パートナーをホームページや報道機関に公表します。

(3)契約の締結

選定後、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(4)命名権料の納入時期

命名権料の納入は、毎年度当初(5月末まで)に1年分を一括して納入するものとします。ただし、令和5年度分については、10月末を目途に納入していただきます。(分割しての納入はできません)

(5)リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

(6)契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、またはネーミングライツ・パートナーの事情、瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には契約を解除することがあります。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

12. 申し込み・問い合わせ先

〒515-2323 松阪市嬉野権現前町423番地88

松阪市役所 産業文化部文化課

嬉野ふるさと会館 (電話：0598-42-7000 FAX：0598-42-7115)

E-mail furusato.k@city.matsusaka.mie.jp

様式第 1 号

松阪市嬉野ふるさと会館ネーミングライツ・パートナー申込書

(宛先) 松阪市長

松阪市嬉野ふるさと会館のネーミングライツを以下のとおり申し込みます。

■申込者について

会社名	
業種	
業務内容	

■ネーミングライツ希望条件

施設愛称の希望	
希望契約金額 (税込)	円/年
契約期間の希望	年 月 日 から 年 月 日 (年間)

■申込者における担当者連絡先

所属部署	
役職・氏名	

電話		Fax	
----	--	-----	--

E-mail	
--------	--

その他	各種法令並びに松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則及び松阪市文化施設に係るネーミング事業実施要綱の規定を遵守し、申込み及び実施にあたっては松阪市の指示に従います。
-----	--

※添付書類

会社概要

決算報告書 (直近3カ年)

登記事項証明書 (発行3ヵ月以内のもの)

法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書 (納税証明書その3の3)

市町村民税の完納証明書

地域貢献や文化事業等の社会貢献事業の実績・計画

様式第 2 号

(宛先) 松阪市産業文化部 文化課 松阪市嬉野ふるさと会館
電話 0598-42-7000 F A X 0598-42-7115
電子メール furusato.k@city.matsusaka.mie.jp

松阪市嬉野ふるさと会館ネーミングライツ・パートナー
募集要項に関する質問票

令和 5 年 月 日

質問内容		
連絡先	法人名	
	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	電子メール	